

「太陽光発電設備からの電力受給に関する契約要綱」の変更について

2022年度以降、改正後の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」及び同法施行規則等の下で、太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度（2022年7月制度開始）および経済的出力制御（オンライン代理制御。2022年4月以降代理制御が発生したエリアから順次開始。）が始まります。

これに伴い、2022年4月1日以降、「太陽光発電設備からの電力受給に関する契約要綱」（2020年4月1日実施）（以下「契約要綱」といいます。）を、下記のとおり変更いたしますのでお知らせいたします。

記

主な変更概要は以下のとおりです。

項番	項目	変更概要
3	定義	現行契約要綱に規定されていない「解体等積立金額」、「代理制御調整電力量」ならびに経済的出力制御に係る「オンラインおよびオフライン事業者」に関する規定を追加。
13	料金等	受給料金の算定方法等に関する規定について、「解体等積立金額」および「代理制御調整電力量」を加味した内容に変更。
18	料金等の支払期日 および支払方法	料金の支払期日に関する規定について、現行の「検針日が属する月の翌月15日」から「検針日が属する月の翌月末日」に変更。

以上